事例No.	2528
公表年度	R5
団体の属性	一部事務組合等
団体名	田川広域水道企業団

事例区分	公営企業

タグ	・（公営企業）水道事業 ・事務の共同実施

事例種類	広域化等

事例内容・タイトル

田川広域水道企業団の事業統合と水道料金統一の取組

出典

雑誌「公営企業」先進事例紹介（令和５年１０月号）

地方公共団体金融機構

先進事例紹介



田川広域水道企業団の事業統合と水道料金統一の取組

田川広域水道企業団　経営企画課

1．はじめに

田川広域水道企業団は、田川市、川崎町、糸田町、福智町の１市３町を構成団体とする一部事務組合です。

構成団体１市３町は、福岡県の北東部に位置し、面積は約140km^2、人口は約９万人となっています。三方を山で囲まれた田川盆地に位置し、福岡市・北九州市の両都市圏とは、車で１時間程度の距離にあります。「月が出た出た月が出た・・・」で有名な炭坑節の発祥の地である田川地域は、かつて日本の近代化を支えた国内有数の産炭地として栄えていましたが、炭鉱閉山後から産業構造の転換を図り、現在は、各市町において豊かな自然・歴史・文化を活かしたまちづくりの取組が行われています。

田川広域水道企業団の概要



（令和3年度）

構成団体：１市３町
福岡県の北東部
南北約25km、東西約8km

行政区域面積：140.79km^2
給水区域面積：83.15km^2
行政区域内人口：91,040人
現在給水人口:88,804人

項　目	内　容
設立年月日	平成元年９月29日 （田川地区水道企業団：用水供給事業）
企業長	原口正弘（川崎町長）
事業内容	水道事業
事業開始年月日	令和５年４月１日
職員数（正規）	４８人　（令和５年４月１日現在）

2．事業統合の取組

(1) 背景

当企業団を構成する１市３町の水道事業は、全国的な課題と同様に、人口減少による水道料金収入の減少、高度経済成長期である昭和30年代・40年代に多く整備された水道施設・管路の老朽化、耐震性能不足による更新需要の増大等により経営が一層厳しくなる状況にありました。また、現有施設は、需要最大期の施設能力を維持したままになっていることから、人口減少に伴う将来の水需要に適した効率性、経済性を高める施設へ再構築を行う必要がありました。しかしながら、これらの課題を解決するには、多額な更新費用が発生し、独立採算を原則とする水道事業では、経営状況が悪化した場合、水道料金の値上げが避けられない状況となり、結果として住民負担の増加につながることになります。

一方、国においては、平成16年に総務省から近年の地方公営企業の経営状況が依然として厳しいことを踏まえ、改めて地方公営企業の経営全般について総点検が要請され（「地方公営企業の総点検」）ました。また、厚生労働省からは同年「水道ビジョン」が発表され、経営基盤強化のため水道事業の広域的な取組として、従来行われてきた施設の一体化による広域化に加え、経営及び管理の一体化などを含めた「新たな概念の水道広域化の推進」が示されました。

このような田川地域の水道事業の状況や国の動向を踏まえ、課題解決に向けた手法を検討する必要が生じたことから、抜本的な対応手法として水道事業の広域化の調査研究をスタートしました。

(2) 事業統合の取組の経緯

事業統合の主な取組を時系列で整理すると、以下のとおりとなります。

H元.9　田川地区水道企業団設立
（県営伊良原ダムを水源とした用水供給事業を展開）
H20.8　田川地域水道改革推進会議を設置（広域化の検討スタート）
H23.1　「田川地域水道事業の統合化基本構想」策定
H28.4　統合準備室を設置
H30.3　「田川地域水道事業の統合に関する覚書」締結
H30.4　統合準備室を統合推進室へ改組
H30.10　「田川地域水道事業の統合に関する協定書」締結
H31.4　田川広域水道企業団設立（用水供給事業と１市３町水道事業の経営を一体化、田川地区水道企業団から名称変更）
R4.11　企業団議会定例会において、統一新料金についての条例が可決
R5.4　事業統合及び料金統一

具体的な取組として、まず、平成20年８月に１市３町水道課及び企業団の職員を中心に田川地域水道改革推進会議を設置し、広域化の検討をスタートしました。

約２年余り検討を重ね、平成23年１月、水道事業の諸課題に対する解決策として事業統合が有効な方策であるとする「田川地域水道事業の統合化基本構想」をとりまとめました。これにより施設面と財政面の両方において統合のメリットが確認されたことから、さらに調査研究を進めることで構成団体首長間の合意がなされました。

その後、平成28年４月に旧企業団内に統合準備室を設置するとともに、水道事業の統合の可

否を検討する組織として、構成団体の水道部局と企業団の部課長による統合準備会を設置し、統合の可否を判断するための資料の作成に着手しました。統合の可否を判断するための資料については、総務省から策定の要請があった「経営戦略」を活用しました。

統合しない場合の構成団体１市３町水道事業と用水供給事業の５種類の経営戦略と、統合した場合の経営戦略の計６種類の経営戦略を策定し、その資料をもとに「統合しない場合」と「統合する場合」の供給単価の将来推計を行うなどの比較検討資料を作成しました。

比較の結果、１市３町のすべての水道事業において、統合した場合の方が統合しない場合に比べ供給単価の上昇を抑制できるとの推計結果となったことから、平成29年６月の構成団体首長会において、統合に向けた取組を引き続き行うことを確認しました。

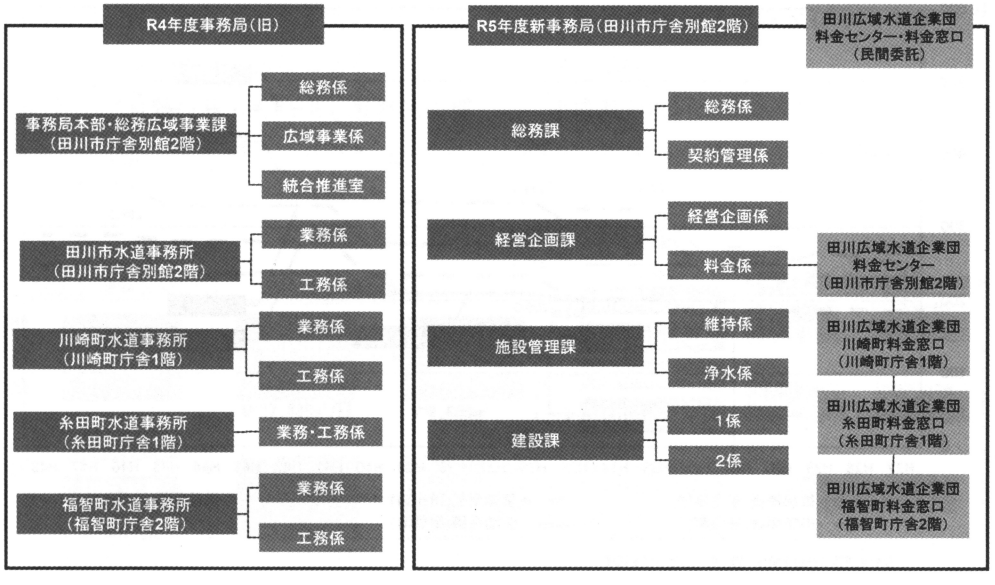
構成団体首長間の確認後、検討資料にもとづく統合のメリット等について、各構成団体議会へ説明等を行った上、平成30年３月に構成団体首長間で「田川地域水道事業の統合に関する覚書」を締結しました。

覚書の締結を受け、平成30年４月に統合準備室を統合推進室に改組し、国県等に対し水道事業の創設認可等の手続きを着手するとともに、構成団体議会での水道事業統合の意思決定に向けた取組を行っていきました。

各構成団体の平成30年９月定例会における統合の意思決定を経て、同10月に構成団体首長間で「田川地域水道事業の統合に関する協定書」の締結を行いました。

具体的には、平成35年（令和５年）４月の事業統合と水道料金の統一を目指して、段階的に統合の取組を進めていくこととしました。当初、国の交付金（広域化事業）を活用して新浄水場の建設を核とした施設の統廃合を完了させたのち、事業統合を行う構想で準備をスタートしましたが、平成30年度時点で、用水供給事業者である旧企業団が補助事業の事業主体となること

新旧組織体系図



ができなかったことから、交付金が確実に活用できるよう、まず、平成31年４月、用水供給事業と１市３町水道事業の経営の一体化を行うこととしました。つぎに、経営の一体化後の新企業団において、事務関係システムの統合や施設の統廃合、組織・業務の一元化に向けたすり合わせ、水道料金統一に向けた取組などを行い、令和５年４月に事業統合と水道料金の統一を行うこととしました。

協定書に基づき、平成31年４月に経営を一体化し、交付金を活用した事務関係システムの統合と水道施設の統廃合（広域化事業）、老朽管路の更新等（運営基盤強化等事業）に着手し、国県等の認可等の手続きを経て、令和５年４月、予定どおり事業統合と料金統一を行いました。

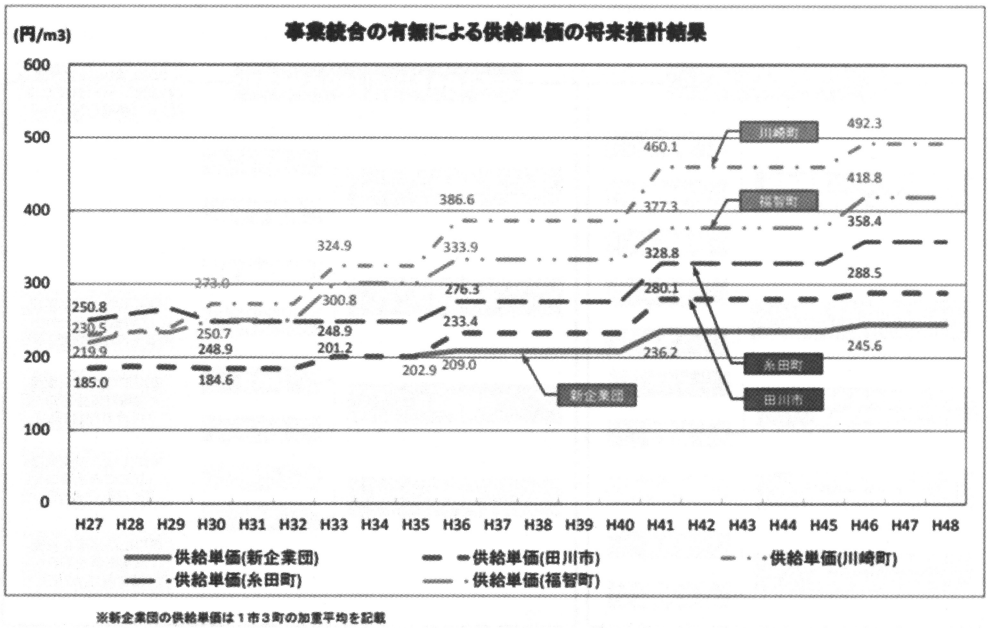
なお、平成31年４月の経営の一体化の時点では、各市町の経営（水道課）から企業団の経営（各市町水道事務所など）に変更されたものの、水道料金をはじめ職員の配置や事務所の所在地はそのまま継続されましたので、住民にとって大きな変更はありませんでした。

令和５年４月の事業統合では、民間業務委託による料金窓口機能を除き１市３町の水道事務所を廃止し、職員は田川市庁舎（別館）に集約されました。

⑶　事業統合に伴う合意形成の経緯

平成29年度に統合の可否を判断するために作成した資料の供給単価の将来推計では、全団体とも統合しない場合より統合した場合の方が単価の上昇の抑制がなされるものの、４団体の中で最も給水人口の多い田川市のみ現行の供給単価より上がり、その他３町は下がるという結果となりました。そのため、田川市の住民感情に配慮し、事業統合と同時に統一される水道料金については５年間の経過措置を設け、現行料金より値上がりする場合は、従前の水道料金を適用することとしました。

この事業統合の決定にあたっては、４団体の中で最も規模の大きい田川市議会において統合に慎重な意見があり、合意されるまでに多くの



※新企業団の供給単価は１市３町の加重平均を記載

時間と労力を要しました。

当初、平成29年度の田川市議会の所管委員会で統合に関する審議が行われましたが、各水道事業において①現行の水道料金②手持ち資金③管路の耐震化率や経年化率にばらつきがあったことなどから、その中では結論が出ず、同年12月に、調査特別委員会が設置され、その中で審議が行われました。

調査特別委員会は、平成29年12月から平成30年６月までの間に、計13回開催され、いくつかの提言が行われました。

主な内容は、田川市が行ってきた水道事業への投資を無駄にすることなく、かつ、将来的に不利益を被ることがないようにすべきであるという観点から、各種指標や納付意識の格差、統合に向けた住民説明の在り方などについての提言が行われました。

これらの提言について、当時の田川市水道局が、給水人口割による事業量の公平な配分を基本とした事業の実施を行うことや、経営統合までに滞納整理を進めるよう協議の中で求めていくこと、また住民の理解については、統合決定後に田川市の住民に対して全８か所の中学校区ごとに説明会を実施予定であることなどの説明を議会に対して真摯に行った結果、最終的に理解を得ることができました。

(4) 事業統合に伴う主要施設の基本方針

事業統合に伴い、主要施設については適正規模としたうえで新浄水場を建設し、既存施設の統廃合による拠点施設の縮減を図ることとしています。

浄水場については、既存系の大内田浄水場と新系の新浄水場の２つの浄水場に集約することとしました。

新浄水場の水源は、規模の大きな４つの既存水源を活用し取水量の安定化を図ることとしています。

また、緊急時の対応として、２つの浄水場を連絡管でつなぎ、バックアップ体制を確保することとしています。

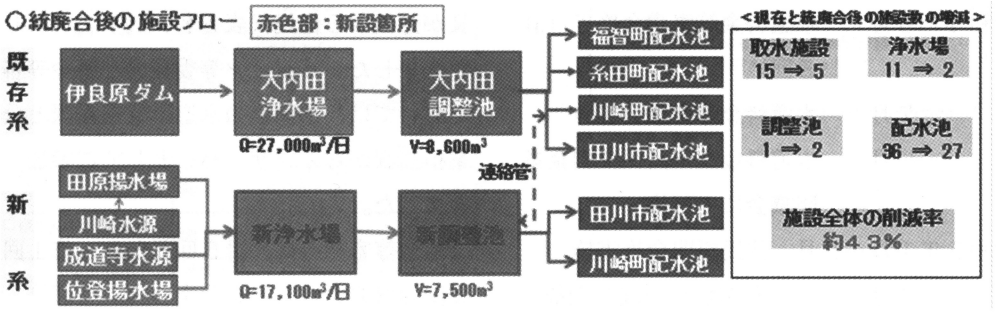
この結果、取水施設が15か所から５か所、浄水場は11か所から２か所、調整池は１か所から２か所、配水池が36か所から27か所に集約化され、施設全体として約43％の施設数の削減となり、大幅な統廃合となることから、効率的な水道事業の運営を行うことができると考えています。

４．水道料金統一の取組

(1) 事務関係システム及びネットワークの統合・構築

平成31年度（令和元年度）に、ハード面の整備として国の交付金（広域化事業）を活用し、

事業統合に伴う主要施設の基本方針



水道料金システムを含む事務関係システムの統合・構築作業を行い、令和２年４月から新料金システムの運用を開始しました。新料金システムについては、令和５年３月末までは４市町の水道料金体系を維持し、令和５年４月から経過措置を含む新料金体系に一本化できるシステムを構築しました。また、田川市が所有するデータセンターに料金システム等の統合サーバを設置し、１市３町の水道事務所と本部事務所の５か所を新たにネットワークで結ぶ仕組みを構築するなどの取組を行いました。それでもなおシステムやネットワークの両方で様々なトラブルが発生し、正常に稼働するまでにかなりの時間と労力を要しました。

⑵　料金統一に向けた取組スケジュール

令和５年４月の水道料金の統一に向け、以下のスケジュールで作業を進めました。

【料金統一の作業スケジュール】

令和２年７月	水道料金改定計画策定業務委託業者の選定（プロポーザル）
	水道事業ビジョン（経営戦略改定含む）作成着手
令和３年１月	水道事業ビジョン等策定委員会設置、第１回開催（令和４年10月第９回で終了）
令和３年８月～	水道料金等審議会設置、第１回開催
令和４年５月	水道料金等審議会終了（計５回）
７月	水道料金等審議会答申
11月	水道料金改定関係条例企業団議会にて可決
令和５年１月～２月	住民説明会等実施
４月	事業統合、水道料金統一

令和２年度には、令和５年４月の水道料金の統一に向けた事務作業に着手しました。日本水道協会の「水道料金改定業務の手引き」を参考に、料金統一までの３年間を前半と後半の２つに分け、前半に水道料金算定の基礎資料となる水道事業ビジョン（経営戦略改定含む）の策定、後半に料金算定と関係条例の改正・住民説明にあてるスケジュールとして組み作業を進めていきました。

作業期間が３年間と限定されていたことから、作業を効率的に進めるため水道事業ビジョン（経営戦略含む）の策定と料金算定業務を一本化して業務委託を行いました。経営戦略（投資財政計画）と料金算定の作業を連動して行うことにより数値の整合をタイムラグなく行うことができました。

⑶　水道料金等審議会等の設置と料金決定までの取組

令和２年度に着手した料金改定作業ですが、初年度は前述のとおり水道事業ビジョンの策定から着手しました。水道事業ビジョンについては、各水道事務所長と事務局長を委員とする水道事業ビジョン等策定委員会（以下「ビジョン等委員会」）を令和３年１月に設置し審議を行っていきました。また、同年８月に水道料金等を審議する「水道料金等審議会」（以下「料金等審議会」）を設置し、審議を開始しました。

料金等審議会は、学識経験者２名と各市町の長が選任する住民代表５名、計７名により開催されました。ビジョン等委員会と料金等審議会においては、福岡県の水道事業担当課と公営企業担当課からオブザーバーとしてご参加いただきました。

料金等審議会は、計５回行われ、第１回は企業団の概要説明と料金改定の論点整理等、第２

回目（令和３年10月27日）は料金水準等、第３回目（令和４年１月24日）は水道料金体系等、第４回目（令和４年３月16日）は水道料金体系案と答申書案等、最後となる第５回目（令和４年５月25日）は答申書案について審議が行われました。

今回の料金統一で苦労した点の一つは、４団体別々の料金体系を統一する作業でした。料金体系については、１団体（口径別用途別併用制）を除き用途別料金体系を採用していましたが、各団体とも基準がバラバラであったため、用途別での統一は難しかったこともあり、口径別料金体系（用途別併用制）で統一しました。

また、口径別料金体系への統一により、同じ口径であっても団体によって改定率の違いが発生したり、また同じ団体であっても口径によって改定率が違うといった状況が生じました。最終的に、料金決定においては、特に、最も人口の多い田川市の水道料金が上昇することになることから、その負担感に配慮する必要がありました。

令和４年７月の最終答申案では、料金水準（改定率）については、「11％の上方改定」が妥当であること、料金体系については、近年、地方公共団体においては用途別料金体系から口径別料金体系へ移行する傾向にあることから、用途別料金体系から口径別料金体系へ統一することが妥当であることなどが答申されました。また、大口径の使用者には負担を求めざるを得ないものの、小口径の使用者にも一定の負担を求めるような料金体系にすることが妥当であるとの結論から、審議会としては事務局から最終的に提示された料金体系案のうち、最も大口径使用者の負担が少ない案が望ましいとの意見が示されました。

上記の答申結果を受け作成した、料金関係条

水道料金等審議会答申内容について

①口径別料金への統一

１市３町で異なる用途区分の設定をしており、再設定が困難なことから、用途別料金体系から口径別料金体系へ統一する。

②料金体系の基本方針について

項目	方針
①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定	少量使用者に配慮し、過度な基本料金の引き上げは行わない。
②基本水量の設定	水道料金算定要領では基本水量は廃止が原則であるが、料金の激変を招くおそれがあるため、存置することとし、その水量は8㎥に設定する。
③口径別の基本料金単価	少量利用者に配慮し、過度な基本料金の引き上げは行わない。
④従量料金の逓増度	1市3町は、現在、単一型としていること、及び水道料金算定要領において単一型が原則となっていることから、 従量料金は単一型とする。
⑤従量料金の水量区画の設定	同上
⑥口径別の従量料金の設定	同上
⑦用途別料金の設定	湯屋用及びごみ処理場用の用途区分を設定する。

③料金体系案について

料金体系案へのご意見（まとめ）

小口径の観点	大口径の観点
一定の負担を求めるべきという意見と値上げしないという意見で分かれた	大幅な値上げは避けるべき

※小口径：13～25㎜口径、大口径：30㎜口径以上

大口径の大幅な値上げを避け、小口径の利用者にも一定の負担を求める料金体系案が望ましいという考え方に至った。

例を企業団の11月定例議会に上程し、原案どおり可決されました。

料金の決定を踏まえ、令和５年４月の料金改定までの間に各市町の状況に応じ、構成市町議会議員や区長会、住民説明会などを実施しました。

特に、４団体唯一の供給単価の上昇改定となる田川市については、住民説明会を中学校区単位で実施し、住民の理解を得られるよう努めました。

(4) 統一新料金について

料金等審議会の答申内容を踏まえ統一した新料金が下表のとおりとなります。新旧料金比較にあるとおり口径13mm、月20m^3使用時において、田川市が現状より11.7％の値上げ、他３町は0.4％～8.0％の値下げとなっています。

なお、統一新料金が従前の料金を上回る場合は、５年間の経過措置を設け、料金を据え置くこととしています。

５．今後の課題について

令和５年４月に予定どおり事業統合と料金統一を行いました。一方で、当初は令和４年度末までに新浄水場を完成させ、施設の統廃合と組織の一元化を行った上で、料金統一を行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症とウクライナ情勢の影響で新浄水場等の工期が３年間延長となり、新浄水場の供用開始は令和８年４月となりました。組織の一元化は予定どおり行いましたが、施設の統廃合が遅れたことから、経営の効率化の効果は、現時点で限定的となっています。今できることを可能な限り行い、統合のメリットが少しでも発揮されるよう経費の見直しを行っていく必要があります。

今後の課題としては、技術の継承や人材確保・育成が急務であると考えています。現在、当企業団においては、構成団体からの派遣職員と会計年度職員による職員構成となっていますが、課題解決のため、令和７年度のプロパー職員の採用に向け取組を始めたところです。

統一新料金について

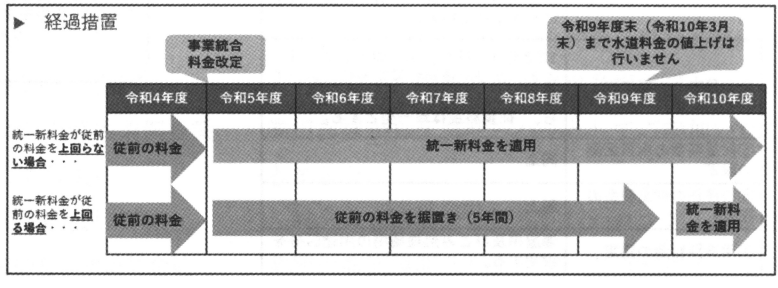
【新料金表】　（1か月あたり・税抜）

用途	口径	基本水量	基本料金	従量料金
一般用	13mm	8㎥	970円	257円
	20mm		1,030円	
	25mm		1,090円	
	30mm		2,880円	
	40mm		5,010円	
	50mm		7,760円	
	75mm		17,260円	
	100mm		29,900円	
	150mm		企業長の定める額	
湯屋用A（一般公衆浴場）	―	100㎥	7,750円	120円
湯屋用B（その他の公衆浴場）	―		12,247円	243円
公営ごみ処理施設用（大任町地内に限る）		8㎥	56,840円	257円

【新旧料金比較】

（口径13mm、1か月あたりの使用水量20㎥の場合・税抜）

	令和4年度	令和5年度	改定率
田川市	3,630円	4,054円	11.7%
川崎町	4,382円		△7.5%
糸田町	4,405円		△8.0%
福智町	4,069円		△0.4%



項目	目標値 （３～５年後）	実績値 （令和２年度）	他団体平均 （令和２年度）
有形固定資産減価償却率	44%	51%	48%
管路経年化率	17.68%	28.03%	17.1%
管路更新率 （単年度で更新する管路延長）	3.04% （28.728千ｍ）	0.52% （4.925千ｍ）	0.66% （4.942千ｍ）
有収率	85%	82%	91%

また、DX 推進の取組を行うこととしています。現在は、会議や打ち合わせ、決裁などすべて紙ベースで行っており、その都度、必要な書類が印刷されています。事蹟の保管も紙ベースとなっており、保管スペースの確保や書類の検索にも苦慮しています。これらの現状を改善するため、早急に DX を推進して業務を効率化する必要があると考えています。取組の一環として、全課を横断する形で IT 環境整備推進委員会をこの６月に設置し、ハード面の整備と事務効率化に向けた業務の改善について協議を行っています。

水道施設に関する課題としては、管路更新率が低く、施設の老朽化が進んでいる状況であることが挙げられます。また、同種の施設が１市３町に点在していることから、一部非効率な部分が見られ、改善が必要な状況です。

そのため、施設や管路を更新する際には、１市３町の必要水量の動向に配慮し、施設規模、管路口径の見直し・適正化（ダウンサイジング）について検討を行い、更新コストの削減を図るとともに、定期的な点検や部品交換を中心とする予防保全型の維持管理を適切に行っていくこととしています。

今後は、事業統合のスケールメリットを活かした更新・維持管理費用の最適化と利用効率の向上を図っていきたいと考えています。

６．おわりに

全国的な課題でもありますが、人口減少による料金収入の減少や水道施設・管路の老朽化に伴う更新費用等の増大による経営環境の悪化、技術の継承をはじめとした人材の確保・育成に対する取組は、特に中小規模の水道事業体では、喫緊の課題であると強く感じています。当企業団の事業統合の取組は、これらの課題への対応の第一歩であると考えています。

今後は、優良先進団体として、さらに研鑽を重ね、経営の効率化と水道基盤強化に向け引き続き取組を行っていきたいと考えています。

